

有料職業紹介契約書

株式会社●●（以下、「甲」という。）とRight Brothers株式会社（以下、「乙」という。）とは、乙から甲への人事コンサルティングに関し、次の通り契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（委託事項）

第1条 乙は、甲からの依頼に基づき、甲に対して次のサービスを提供する。

- ① 甲が行う求人について適切な求職者の紹介
- ② 上記の紹介を行う際の、相談、助言、人材の開拓や調査

（紹介の依頼）

第2条 甲は、本契約の有効期間中、乙に対して職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件その他希望する求人の条件（以下、総称して「求人条件」という。）を伝達し、人材の紹介を依頼するものとする。

（紹介の内容）

第3条 乙は、求人条件に適合する可能性がある人材（以下、「候補者」という。）のうち、甲に応募する意思があり、かつ、甲の社風等求人条件以外の条件を加味して適切と判断した人材を、甲に対して紹介する。（以下、甲に紹介した人材を「応募者」という。）

（採用選考）

第4条 甲が応募者の採用を決定した場合、乙に対して、採用を決定した事実を確認する書面（以下、「内定通知書」という。）またはこれに代わる文書を交付する。

（採用時の労働条件の確認）

第5条 甲が応募者の採用を決定した場合、当該応募者（以下、「採用決定者」という。）に対して、労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面を甲の責任において交付し、甲および採用決定者との間で雇用契約を締結する。

（情報の取り扱い）

第6条 乙は甲への人材の紹介にあたり、次に定める範囲にて情報を取り扱うものとする。

- ① 乙は、甲が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の個人情報（以下、「個人情報」という。）を甲に対して開示・提供をする。ただし、上記の場合、乙は予め当該応募者から個人情報の提供に関する同意を得た上で実施するものとする。
また、乙は、採用選考に何ら関連のない応募者の個人情報については、当該応募者の事前の承諾を得ない限り、甲に対して、開示・提供しないものとする。
- ② 甲は、①に基づき乙より提供された応募者（採用に至らなかった者を含む。）の個人情報を、善良なる管理者の注意をもって秘密として厳重に管理し、採用選考の目的の範囲で利用するものとする。
- ③ 乙は、甲が開示時において秘密である旨を明示のうえ開示した企業情報を、善良なる管理者の注意を持って秘密として厳重に管理し、人材紹介の目的の範囲内で利用するものとし、本申込有効期間中および有効期間終了後において、人材紹介に直接関与する乙の役員以外の第三者に開示・漏洩しないものとする。

（候補者への企業情報の開示・提供）

第7条 乙は、甲の企業情報のうち、次に定める情報について、候補者に対して開示・提供することができるものとする。

- ① 求人票のほか、甲から提供された情報
- ② 乙が独自に収集した情報

ただし、甲が候補者に対して開示・提供を希望しない旨を事前に指定した情報については、この限りではないものとする。

(人材紹介手数料の発生)

第8条 人材紹介手数料は、乙のコンサルティングを通じて、甲が人材の採用を決定し、かつ、採用決定者が入社意思を書面にて示した段階で発生する成功報酬方式とする。ただし、採用決定者が入社意思を書面にて示したにもかかわらず甲への入社に至らなかった場合には当該人材紹介手数料は発生しない。

(人材紹介手数料)

第9条 人材紹介手数料は採用決定者の理論年収の●●%とし、甲から乙へ支払うものとする。

- ・ 理論年収＝「月額固定給×12ヶ月＋賞与算定基準額×前年度賞与支給実績月数」
- ・ 月額固定給＝「基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当＋その他諸手当」
※ただし、通勤手当や超過勤務手当（残業手当）等変動する手当は含まない。
- ・ また、年俸制の場合は年俸額を年収とする。
※年俸額とは“基本給与＋インセンティブ最低保証額”と定義する。
- ・ 上記紹介手数料に消費税は含まれていないものとし、請求時に別途加算する。

(人材紹介手数料の支払)

第10条 甲は採用決定者の入社月の翌月末までに、乙に第9条に基づく人材紹介手数料を乙の指定する銀行口座に振込により支払うものとする。振込に係る手数料は甲の負担とする。

(紹介対象者退職の場合の料金)

第11条 人材の採用決定権限がすべて甲にあることに鑑み、採用された被紹介者が採用決定後乙の責に帰すべき事由によらずして退職した場合には、乙は何らの責任を負わないものとする。但し、採用された被紹介者が入社後6ヶ月以内に被紹介者の都合により退職した場合は、第9条に基づき支払われた成功報酬について以下の料率を適用し算定した額を、原則として乙は被紹介者の退職月の翌末日迄に甲の指定する銀行口座へ振り込み、返還するものとする。

入社後1日超え1ヶ月以内に退職した場合 80%

入社後1ヶ月超え3ヶ月以内に退職した場合 50%

入社後3ヶ月超え6ヶ月以内に退職した場合 20%

※なお、甲の責による退職・解雇の場合には、本項は適用されない。

(契約期間)

第12条 本契約書の有効期間は契約締結日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれか一方による解約の申し出がない場合には、更に1年間、同一条件にて契約期間を更新するものとし、以後も同様とする。

(反社会的勢力の排除)

第13条 甲および乙は、相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれに準ずる者をいう）が反社会勢力ではないこと
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
- ④ 本契約の有効期間内に、自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - 1) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - 2) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

2 甲または乙が、次のいずれかに該当した場合には、相手方は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。なおこの場合、解除された当事者は、相手方に対して損害賠償等何ら請求することができない。

- ① 前項第1号または2号の確約に反することが判明した場合
- ② 前項第3号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
- ③ 前項第4号の確約に反する行為をした場合

(解除)

第14条 甲および乙は、相手方が本契約に違反した場合や、本契約を継続し難いと認められる事由が相手方に生じた場合は、本契約の有効期間中においても、事前に相手方にその旨通知することにより、本契約を解除することができるものとする。

(不可抗力)

第15条 天災事変、経済の景況その他やむを得ない事由により、乙が本契約に定める事項を実施できない事態が生じた場合、乙は甲に直ちに通知する。また、乙はこれにより発生した甲の損害等について一切の責任を負わないものとする。

(協議事項)

第16条 本契約に定めのない事項および本契約の各条項に関する解釈の疑義については、法令の規定および慣習に従うほか、甲乙双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(合意管轄)

第17条 前条による協議が整わず本契約に関連して紛争が生じた場合、甲および乙は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意裁判所と定めてこれを解決することとする。

本契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

契約締結日：〇〇年〇月〇日

甲 印

乙 印103-0005 東京都中央区日本橋久松町4-7 GLEAMS NIHONBASHI 3F
Right Brothers株式会社 ※有料職業紹介事業許可番号： 13-ユ-311289
代表取締役 高野 匠